

質問事項に対する回答書

事業名：尾道市因島フラワーセンター未利用施設等活用事業

番号	質問事項 (資料名、項目等)	質問内容	回答
1	参考資料 4 都市計画 区域図	一部、宅地造成工事規制区域内とございますが、質問資料の透過赤枠斜線部分で工場等の建設で規制や許可が得られない場合がありますでしょうか。	工事内容により変わるため、判断いたしかねます。 許可対象となる工事規模に該当する場合、申請が必要となりますので、事業者の責任と負担により行ってください。
2	参考資料 4 都市計画 区域図	このほか公募されております土地全体で、新規建設や土地の造成について留意すべき点がございましたらご教示ください。	工事内容により法令に抵触する場合、規制がかかる可能性があります。 法令等に基づく許認可等については、申請の有無を含め、事業者の責任と負担により行ってください。
3	参考資料 4 都市計画 区域図	一部、宅地造成工事規制区域内とございますがどの部分でしょうか。	一部、宅地造成工事規制区域内としておりましたが、誤りのため訂正します。 法令改正により宅地造成等工事規制区域が変更されており、今回の対象範囲は、全て規制区域内となります。 広島県のホームページをご参照ください。
4	参考資料 5 土砂災害 警戒区域等区域図	一部に、土砂災害警戒区域の黄色枠になっておりますが、質問資料の透過赤枠斜線部分で工場等の建設で規制や許可が得られない場合がありますでしょうか。	黄色枠は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項第1号の規定により広島県知事が指定した区域(土砂災害警戒区域)となりますが、この法令による制限はありません。 規制等について、工事内容により変わるため、判断いたしかねます。
5	参考資料 5 土砂災害 警戒区域等区域図	このほか留意すべき点がございましたらご教示ください。	法令等に基づく許認可等については、申請の有無を含め、事業者の責任と負担により行ってください。